

二、中世の大歳（鎌倉・室町時代）

中世における周防国は、文治二年（一一八六）に東大寺再建のため、その造営料国にあてられた。その結果、朝廷・幕府の力を背景にして東大寺領の保全をはかろうとする旧勢力と、この地域に生まれ育つて国庁の在庁官人から実力を伸ばしてきた新勢力の大内氏との対立抗争が始まった。したがって、その抗争の跡をたどらなくては、山口地域の歴史を語ることはできない。ここ大歳の地域もまた、そのはざまにあつて揺れ動いた。

東大寺の再建と造営料国

治承四年（一一八〇）八月、源頼朝は平氏討滅の旗をあげ、以来、源平の戦いが始まった。九月に平維盛は富士川に破れ、十二月には重衡しげひららの大軍が反平氏の拠点とみられた奈良の東大寺や興福寺を攻め、堂塔のほとんどを焼き尽くし、仏敵の汚名をうけることとなった。こうして平氏の弱体がだいに明らかになっていく中で、治承五年（一一八一）に平清盛は病死するが、源平の内乱は全国的に拡大していった。防長二国の武士も源平両勢力に分かれて参戦し、最後の決戦の舞台となるのが壇ノ浦であつた。また、周防国が焼かれた東大寺の再建料国になるなど、この地に大きな影響をあたえた。

寿永三年（一一八四）一月、源頼朝は横暴をきわめる木曾義仲を討ち、東海・東山両道を事実上その支配下に入れて、東国の支配権を確立した。一方、侍所さむらいどころに加え公文所くもんじょ・問注所もんちゅうじょなどの幕府機構を整え、諸国には有力武將を配置して行政と治安維持にあたらせた。

平氏一門は安徳天皇を奉じていったん西国に落ちたが、再び勢力を回復して瀬戸内海の要地を押さえ、福原（神戸市）に進出してきた。頼朝の弟の範頼のりたか・義経よしかね両軍は元暦元年（一一八四）二月にこれを攻撃して破つた（一の谷の合戦）。平氏は屋島（高松市）に逃れ、屋島と彦島（下関市）とを東西の拠点として戦力の再建につとめていた。しかし、約半年ののち範頼軍は山陽道をすすんで豊後国（大分県）に渡り、九州北部を勢力下において、平氏の背後を包囲した。そして、文治元年（寿永四年一一八五）二月、義経は屋島の平氏を急襲して海上に追い落とし、逃れた平氏を急追して、ついに同年三月壇ノ浦の海戦で壊滅させ、平氏は滅亡して戦乱は終息する。

鎌倉幕府の首長となつた源頼朝は、弟義経の逮捕を口実に国ごとに「守護」を、荘園や公領（国衙領）に「地頭」を置いた。守護は、その国の謀反人・殺害人の搜索・逮捕や軍事をつかさどり、地頭は、荘園や公領の管理・警察権・年貢徴収権を持つものであつた。したがって、これまで各国に「国司」がおり、公領には「保司」、荘園には「荘官」がいたから、ところによつては二重支配が行われることになつた。そして、守護・地頭の権限は時代とともに増強されてゆき、荘園領主や国司の年貢収納に關係し、ときには年貢の一部を横領したり、土地支配そのものを不法に強化していくこともあつた。

この戦乱の最中の養和元年（一一八一）、焼失した東大寺の再建が始まった。造東大寺大勧進に任じられた俊乗坊重源は、超人的な努力によって全国から浄財を集め、宋人の鑄師陳和卿によって大仏の鑄造を始め、二年後の文治元年（一一八五）にこの大事業を完成させた。さらに、大仏殿など諸堂の再建を進めるため、翌文治二年（一一八六）に朝廷は周防国を東大寺造営料国とし、重源に国務をゆだねた。このため、重源は事実上の国司として陳和卿や番匠らを率いて赴任し、周防国を管理するとともに用材の搬出に当たることになった。みずから佐波川上流の徳地保に入って用材の切り出しを指揮し、九年間にわたる苦難ののち、建久六年（一一九五）に大仏殿を再建した。さらに建仁三年（一一一三）には、付属の諸堂舎もほぼ完成するのである。

東大寺再建後も、周防国は長く造営料国であり続け、東大寺から派遣された大勧進は、事実上の国司として「国司上人」と呼ばれた。

保と庄

周防国が東大寺造営料国となった当時、すなわち十二世紀ごろの土地制度は、荘園公領制といって私領である荘園と公領である国衙領とが入り混じった状態であった。荘園は、不輸租・雑役免（夫役・公事の免除）の特権をえた国衙の治外法権域で、多くが中央の貴族・社寺の所領であった。国衙領は、新しい支配単位として郡・郷・保・別名などが成立し、それぞれ郡司・郷司・保司が補任されたが、

実質は国衙の役人の私領と化している所も少なくなかった。土地支配の機構は両者ともほとんど変わらず、領域内の耕地は、年貢公事を負担する定田と、年貢公事免除の神田・寺田・給田（地頭給などの役人給）などに分かれていた。この耕地は一般的に名という耕地単位に編成され、年貢納入の責任を負う名主のもとで、農民が分割耕作していたのである。

重源が赴任した当時、周防国内には諸豪族の私領である荘園の面積が意外に広く、しかも公領と入り混じって、その所属のはっきりしない土地も少なくなかった。また、鎌倉幕府によって補任された地頭は、御家人（＝武士）としての警察権と土地管理の権限にもとづいて、国司の年貢収納に関係し、ときには年貢の一部を横領したり、土地の支配そのものをも不法に強化していくこともあった。

この時代における周防国の公領・荘園のはっきりした資料はないが、周防国の場合、荘園に属する土地は「庄」、公領すなわち東大寺の支配する国衙領は「保」（令）と呼んだ。したがって、当時の文書・記録から概略をさぐると、吉敷郡地域に置かれた荘園は、二島秋穂庄、榎野庄、宮野庄、仁保庄などであり、保は十二か所の名がみられる。

大歳地区には、湯田保・黒川保・朝田保・勝井保・千代丸保の五保（のち矢原保が登場して六保）と、東大寺の私有である榎野庄の一部があった。これら保・庄の境域や人口、その名称の由来など、明らかなものはない。この保は自然村落であつたらしい。ただ、大歳地区の景観を知る手がかりとして、建久元年（一一九〇）の重源の自署による宮野庄の「立券目録」（上司家文書・防府市）がある。これによると、当時の宮野庄は大内村と総称し田畠百十八町五段のところを在家はわずかに三十一字、

しかも付近には五十三町五段歩の無主の荒野があったというから、かなり寂しい農村風景が想像される。大歳の地もまたこれとかわらぬ寒村だったのであろう。

湯田保 今の山口市湯田と、大歳地区の上湯田・下湯田にあたる。正治二年(一一〇〇)の「周防阿弥陀寺田畠坪付」(阿弥陀寺文書)に、吉木本郡の内として「湯田三段」とある。永仁二年(一一九四)十月、東大寺の訴えによつて地頭の押妨停止を命ずる長門探題の沙汰(東大寺尊勝院文書)に、「湯田保地頭殿」とあり、国衙領であるとともに当時地頭のいたことがわかる。また、正中二年(一一三二)の「周防国法華寺院内四至境并免田坪付等事」(国分寺文書)にも、「湯田保」とあり、国衙領であった。

黒川保 保域は大字朝田の黒川市・岩富と榎野川対岸の福良・田屋島にあたる。永仁二年(一一九四)の地頭の押妨停止を命ずる長門探題の沙汰に「黒河保地頭殿」とあり、文明十一年(一一七九)の「周防国佐波郡大前村一宮玉祖御神用米^{国衙沙汰之}在所注文事」(玉祖神社文書)に「黒河保七段小」とあって、当時は「黒河」とかかれたことがわかる。その後、大内氏の台頭によつてこの地もその支配下に置かれたのであろう。明応四年(一一四五)に国庁目代(国司代理)から加茂国資(東大寺所属の武士)に下達文が出されている。これには、「黒川保は三十余年前から加茂国資を保司に任命し、名田二町七段小を支給しているので、保民は承知せよ」(得富家文書)とある。これに、大内政弘(二十九代)も裏書しており、国衙領(東大寺支配)であることを確認している。

朝田保 今の大字朝田字朝田周辺の地域にあたる。明応六年(一一九七)四月、大内義興(三〇代)の「周防五社参り」の記録に、「西ノ刻吉敷庄御立子、則浅田御着、五社へ御参詣・・・」とある。これから、当時は「浅田」と書かれていたことが知られる。

勝井保 今の大字朝田字勝井にあたる。永仁二年(一一九四)の地頭の押妨停止を命ずる長門探題の沙汰に「勝井(吉敷郡)」とあり国衙領であった。明応四年(一一四五)の「保司職補任状」には「勝井保」とあり、やはり加茂国資が保司であったことがわかる(得富家文書)。永正十七年(一一五二)の補任状には「防州国衙公領の内勝井庄」と見え、庄ともいったようである。

千代丸保 保域は明確でない。現在、千代丸井手や千代丸橋があり、その付近を「千代丸」といつているから、今の千代丸井出掛り、即ち勝井の南で坂東・三作・高井南部にわたる一帯であろう。永仁二年(一一九四)の地頭の押妨停止を命ずる沙汰に「千与丸地頭殿(吉敷郡)」とあり、国衙領として存在していた。『山口県風土誌』に、「千代次保」とあって「所在不明」としているが、明応四年(一一四五)の国庁文書に「千代次保司職は勝井保の代所(兼務)」とあるから、「千代丸保」の誤りと思われる。

この千代丸保という名称は、鎌倉・室町時代(大内時代)の文献にだけみられ、以後消滅しているという。

矢原保 大字矢原の上矢原・中矢原・下矢原の地域にあたる。南北朝時代まで「矢原」の保名はみられないというが、おそらく榎野川流域の荒廃地の開墾がすすめられて、東大寺私領の榎野庄と、付近の土豪・農民の名田(私有地)とが混在していたためと考えられる。永和四年(一一七八)、大内

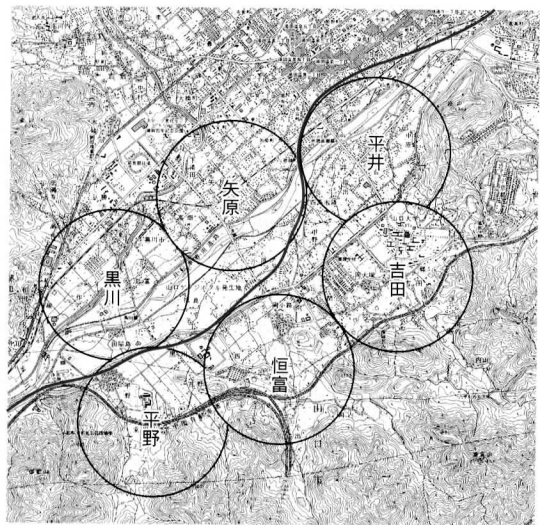
弘世（二四代）が水上の興隆寺に寄進した田畠の中に、「矢原一反半金田名」（興隆寺文書）とあるが、これは大内氏一族の所領のなかの金田某の名田が寄進されたのであろう。その後、文正元年（一四六六）山口町善福寺に寄進された土地に、「吉敷郡矢原保内五町右田伊豆守跡」とあり、このころ保名が生じている。

榎野庄 この成立時期を「東大寺要録」は、天平年間（七二九〜七四八）としているが、竹内理三氏は天平勝宝四年（七五二）と断じている。

この荘域はすでに述べたように、高井・勝井・岩富・福良・小原などの榎野川沿岸地域から、その河口にあたる小郡におよぶ地域と推定される。しかし、長徳四年（九九八）ごろには荒廃状態になり（東大寺領目録）、周防国が東大寺造営料国になったころは、荘園として機能していなかった。

赴任した重源は、これを復興させて建久七年（一一九六）に東南院に寄付したが、建久九年に源頼朝は白松資綱を小郡と賀河郷の地頭に補した。両地が榎野庄に属することを知らなかったためであるが、東大寺はただちに異議を申し立て、資綱は解任されている（東大寺要録）。貞応元年（一一二二）には、時広法師が榎野庄の新補地頭に補され、東大寺の訴えにより、天福元年（一一三三）に幕府は地頭を解任している。この下知状によると、「小郡ならびに賀河荘は当荘一所なり」とあるから、中世以降は嘉川あたりまで荘域が広げられていた。大歳地区の様子は明らかでないが、この時期には当初より縮小されていたのではないだろうか。

榎野川の流れと村落形成



○で囲むのは鎌倉時代前後の村落、青線で示すのはそのころの榎野川流路の想定

山口盆地を貫流する榎野川の西岸には、山口の中心街が展開し、その下流域に大歳地区、東岸に平川地区の沃野が広がっていた。榎野川は、仁保を源流とする仁保川、小鯖・大内から出る問田川と、宮野を源流とする錦川（天神川）が出会って本流となる。さらに一の坂川を合わせ、この合流点から下流が大歳と平川の境となり、吉敷川・法満寺川・朝田川の流れを集めて小郡湾にそそぐ。この川の流れは、平素は稲作用水として恩恵をもたららし、ホタル発生の地として里人をなごませたが、豪雨にはしばしば大きな災害をもたらした。

この榎野川は、堤防で固定されていない中世頃までは、川筋も一定せずあたり一面葦原で、豪雨のたびにあちこちにあふれ、盲流状態が続いたに違いない。古代人が平場地帯を避けて山手の扇状台地に安住の地を求めていたことは、朝田墳墓群遺跡の立証するところであり、天平勝宝四年（七五二）に成立したという榎野庄も、そうした氾濫の影響で開発のおくれた地域に立

荘したものであろう。

したがって、平安時代から鎌倉時代の榎野川の流れは今とは違っていた。仁保川・問田川および錦川が姫山の北で出会って主流となり、南流して固い岩盤に当って西北の湯田方面に向かい、富田原の北側を流れ、現在の湯田温泉駅下の今井あたりから蛇行して南に転じ、平川地区の小原・福良・田屋島の南側を流れ、平野の山の腰を通って小郡方面に向かっていたと考えられる。それが、永い年月の間に大洪水で次第に流れが変わり、堤防で固められて今日に及んだのである。しかし、昔は土地が経済の基盤とされる封建時代であったから、村落(保・村)が領有の単位であり知行給付の区域であった、その境界は尊重された。流れの移動によって地形が変わっても、川は必ずしも境界の条件とはされなかった。

この川の移動を裏付けるものとして、(1)近世江戸時代の矢原村・黒川村・朝田村の村域をみると、現在大歳地区の富田原は川をへだてた平井村に属し、反対に平川地区の小原は矢原村に、福良・田屋島はこちら側の黒川村に属していたのである(『防長地下上申』絵図)。この村落構成からみても、榎野川の流路の移動が想像されよう。

(2)大歳地区を縦貫するいわゆる石州街道(旧国道と呼ばれ、現在は市道)は、中世に発達したものであるが、朝倉市(現在は周布町)で西寄りに大きく曲がっており、この旧道を土地の人は「大曲り」と呼んでいる。これは中世以前の榎野川がこの近くまで蛇行してきていたためといわれており、付近には古い土手や深田の痕跡が見られる。

(3)神社の氏子関係を見ると、富田原は平井村の日吉神社に、平川の小原は矢原村の住吉大明神、福良・田屋島は黒川村の岩富八幡宮の氏子区域であった。これは明治になっても存続し、富田原が大歳村に所属しても、日吉神社から離れなかった。また、明治四十二年(一九〇九)村内七社が統合されて朝田神社となっても、小原は古来の伝統を守って朝田神社の氏子でいる。

以上のことから、榎野川の流路の変化と村落形成の関係を知ることができよう。なお、今井(現在は今井町)の地名の由来は、「新しく出来た集落」からきているという。榎野川の流路が南に下がったため新しく開けた土地をいうのであろう。この今井地区の氏神若宮八幡宮は正安元年(一二九九)の勧請で川端に社殿を建立したため洪水で流され、元文二年(一七三七)その跡地に再建した(『防長寺社由来』)とある。この記録からすると、榎野川は若宮八幡宮が創建された鎌倉後期には「大曲り」付近から南に流路を変えていたことになる。その若宮旧跡のさらに南方にも堤防の痕跡をみるることができるから、その変化の年代は明確ではないものの、次第に南に流れを変えていったことがわかる。

大内氏の登場

周防・長門両国の新興武士団が実際に対立しはじめるのは、源平両氏の争いときからであった。周防国の玖珂郡には岩国氏、都濃郡には内藤氏、佐波・吉敷郡には大内氏、長門国の東部には厚東氏、

西部に豊田氏などがあって、「源平盛衰記」や「吾妻鏡」にその勇名をとどめている。このうち、中世史に現れて最も影響を残したのが、大内・厚東・豊田の三氏であった。世にこれを「防長の三大名族」といい、のちに宿命の抗争を繰り返すのである。

この大内氏は、始祖を百済の聖明王の第三王子琳聖太子りんしょうたいしといい、推古天皇十九年（六一一）に周防国多々良浜に到着し、のち大内県おなかつに居住したと伝えられている（『大内譜牒』）。

はじめ多々良姓を称し、周防国庁の役人として勢力を延ばしてきた。多多良氏が史上にあらわれるのは、平安時代末期の治承二年（一一七八）である。九条兼実かみねの日記『玉葉』によると、その年朝廷で星占いが行われ、凶事を察して十月に大赦令を出し、多くの罪人が恩赦に浴した。その中に多多良盛房（大内氏一六代）が常陸国から、長男弘盛（のち一七代）は下野国から、弟盛保（鷲頭氏祖）は伊豆国から、また忠遠という者が安房国からそれぞれ許されて帰国したことがみえている。このころは、平家の全盛時代で、朝廷の名で発せられる賞罰もすべて平清盛の考えから出ていた時代である。

多々良一族がはるばる関東の地へ流されたということは、よほど清盛の意にさからうところがあったのであろう。しかし、この流罪事件にもかかわらず、大内氏の勢力は衰えることなく、帰国した盛房はたちまち在庁官最高の周防権介（国司次官補）になっている。当時、周防国は白河法皇および後白河法皇の分国とされ、国衙領は院の私領と化し、国政の実務は在庁官人によって処理されていた。役所は政所せいしよをはじめ非違所ひゐせ・税所ぜいしよ・大帳所などに分かれ、国司派遣の目代（国司代理）を中心に在庁官人が事務を分担した。在庁官人は権介ごんのすけ・散位さんゐなどの地位を称し、多々良氏・賀陽氏・矢田部氏・日置

氏・大江氏・中原氏・土師氏などの名がみえる。

やがて平家の運命は急速にかたむき、一門が長門彦島に追われたころ、盛房およびその子弘盛はひそかに源氏の義経軍に味方し、勝利に貢献した。以後、盛房は周防介（国司次官）となつて官人の最高位を占め、居所大内村の名をとつて大内介と称し、代々、周防介・周防権介を世襲した。また、幕府からは源氏の御家人でないにもかかわらず武将として特別な待遇を与えられ、国衙の目代と対立しつつ、やがて武士化の道をたどつていった。

したがって、文治二年（一一八六）周防国が東大寺造営料国にあてられ、国司上人や目代が東大寺から任命されても、大内氏はその威令には服さなかつた。国司の権限強化をきらつてのことであるが、建久三年（一一九二）に大内弘盛（一七代）が東大寺の用材搬出を妨害したのも、そのあらわれである（『吾妻鏡』）には、一九代弘成が用材搬出を妨げたところがあるが、時代からいつて弘盛の誤りとされている。だが、幕府は重源上人の訴えに対し、大内氏に遠慮したのか、御家人でないとの理由で訴えを退けている。

一方、平家が滅亡した後、源頼朝は鎌倉幕府を開いて諸国に守護を、荘・保に地頭を置いて管理させた。幕府の御家人である地頭もまた国衙の強化を喜ばないのは在地豪族と同じで、しだいに妨害の態度を露骨にした。国司上人はしばしば朝廷・幕府にその横暴を訴え、頼朝も地頭をいましめ守護に協力を求めている。大内氏は、源氏譜代の御家人待遇をうけていたから、その一族から地頭に任じられる者が多く、やがて守護以上の実勢力もつにいたつた。

一族から出た地頭は、次に述べる黒川五郎はじめ、平野太郎・大内十郎などがいた。

豪族黒川五郎のこと

大内氏の系図を見ると、東大寺の木材搬出を妨げたという大内弘盛（一七代）の曾孫に大内弘貞（二〇代）がいる。この弘貞はのちに弘定と改め、弘安四年（一二八一）の元寇の役に出陣し、九州において菊池・大友軍と共に元（蒙古）軍の討伐にあたっている（『萩藩譜録』江本家）。そして、彼の没年には二説があつて、弘安九年（一二八六）が正しいとされているから（『香積寺本系譜』、ちようど鎌倉幕府の第八代執権北条時宗と同時代に生きた人物である）。

時代の説明で前置きが長くなつたが、この弘貞の弟に大内貞保がおり、分家して黒川氏の始祖となつている。貞保の通称名が黒川五郎である。

黒川というのは、「黒川保」のところで述べたように、現在の黒川市・岩富と対岸の平川地区の福良・田屋島にわたる一帯の地名である。当時、榎野川はその南側を流れていたはずで、広大な領域であつた。大内貞保はこの地に本拠を構え、在名によつて黒川五郎と称したのであろう。多分、地頭であつたと思われる。

この当時、地頭には多く関東武士が補任されてきたから、屋敷の構造もその影響を受けて館（たて）がつくられた。方形の敷地の周囲に堀を掘り、土塁を築いて門を構え、堀内に住んで住居地を殿河内・堀の

内・殿山などと呼んだ。黒川五郎も同じような屋敷（館）を建てたであろうが、今はその遺構など全く見当たらない。天保十三年（一八四二）編纂の『防長風土注進案』の黒川村の項によると、「黒川五郎貞保屋敷跡、今其地不分明」とあるのみで、ほかに文献的資料や伝承もない。しかし、『山口市史』（昭和三六年）地区編によると、「岩富の元岩富八幡宮跡の西側に東殿・西殿という豪族屋敷にふさわしい穂ノ木名（小字名）が今も残っているし、最明寺が大内氏と多少関係を持つところから考えて、この辺に黒川氏の屋敷があつたと見てよからう」と比定している。岩富八幡宮は慶長十四年（一六〇九）に対岸の福良（古宮）から移されたもので、当時は存在していなかつた。坊河内にある最明寺は、創建年代は明らかでないが、その名の示すように北条時宗の父最明寺殿（時頼）によつて創建されたとの伝承があり（三六九ページ）、この寺はすでに存在していたはずである。また、東殿・西殿の位置は保城のほぼ中央にあつて地理的条件もよく、東西いずれかに屋敷があつたものと推

大内氏略系譜



測される。

この時期は、大内弘世（二四代）が大内村から山口に本拠を移し、京都に做った町づくりをはじめる正平十五年（一三六〇）より百年も前のことである。

黒川五郎（貞保）の嫡男成保は、樺野川対岸の平野の地を領有し、在名によって平野太郎といった。『防長風土注進案』によると、平野村の日吉神社には弘安十年（一二八七）の棟札があつて、大願主は多々良成保と記されているから、平野太郎が創建者であることがわかる。その平川にいまも伝わる五輪塔は、ヒラノドノあるいはヒラノサマと敬称をつけて伝承されているところを見ると、村民から厚く敬慕されていたのであろう（『平川文化散歩』）。そして、その子貞信は再び黒川氏を継いで、宗家大内氏の長門守護代となつてゐるが、以後黒川氏は消滅している。

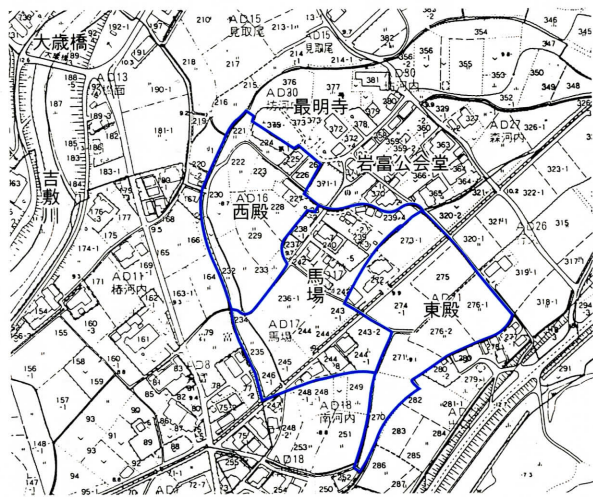
また、貞保（黒川五郎）の弟弘房は江木氏の祖で、弘安の役に兄弘貞に従つて出陣して戦功をあげており、その子孫は毛利氏に仕えている。

東大寺勢力の後退

建永元年（一二〇六）六月、俊乗坊重源は八五歳の高齢をもつて没し、かわつて葉上房榮西が東大寺の大勧進となり、造寺ならびに周防国の管理にあつた。承元三年（一二〇九）、東大寺はいつもの工事を完了したので、周防国はあらためて山城国法勝寺の九重塔の造営料国にあてられた。法勝寺は白河法皇の創建された寺で、九重塔が落雷のため焼失してしまつたからである。

建保元年（一二二三）にこの工事が完成すると、周防国は京都感神院（祇園社）の造営料国にあてられた。そして、詳しい事情はわからないが、寛喜元年（一二二九）にいたつて東大寺は再び周防国を受領したいと朝廷に願い出て、僧徒らが強訴におよんだ。京都では血をみるような騒ぎもあつて、寛喜三年四月、朝廷はついに東大寺の希望をいれて、周防国を「造営用途料」として与える旨旨を大勧進行勇に下した。

こうして、周防国はふたたび東大寺領となり、ひきつづき大勧進が国司上人として国務を管理し、目代および小目代を国府に派遣して支配した。このほかに大内氏を筆頭とする在庁官人がおり、荘・保に荘司や保司などの役人を置いたことも以前と同じである。しかし、問題は最初の受領は東大寺再興のための「造寺料」として、その目的がはっきりしていた。堂塔の復旧が終わるまでの暫定的措置と解せられていたのである。ところが、寛喜三年の旨旨はたんに「造営用途料」とあつて、特定の建造物を指定したものでなかつた。したがつて再度の受領は無期限と予想され、しかも僧徒による強訴



岩富の東殿・西殿付近

によって実現したものである。このころ次第に力を延ばしてきた大内氏が、あまんじて東大寺の統制に服するわけがなかった。その抵抗は急に激しくなるが、各地の地頭も保身のために、守護よりもむしろ大内氏の庇護をもとめるようになり、大内一族のなかにも、地頭や地頭代の地位を占めるものが少なくなかった。

こうして地頭たちは、時に土地を奪い税を横領した。東大寺支配の周防国の公領五〇余保のうち、三三保がこの難に会い、たまりかねた国司の忍性上人は、永仁二年（一二九四）七月鎌倉幕府に訴えた。この横領された国領のなかに、千代丸保・黒川保・湯田保・勝井保の四保がふくまれている（勝井保の地頭は、他の地頭が兼任していたようである）。幕府は周防国の守護上総前司に命じ、十月に地頭にたいして国領の命に従うよう諭した。だが、その効果はなく、横暴はますますひどくなって、国領の収入ははなはだしく減少した。（東大寺尊勝院文書）

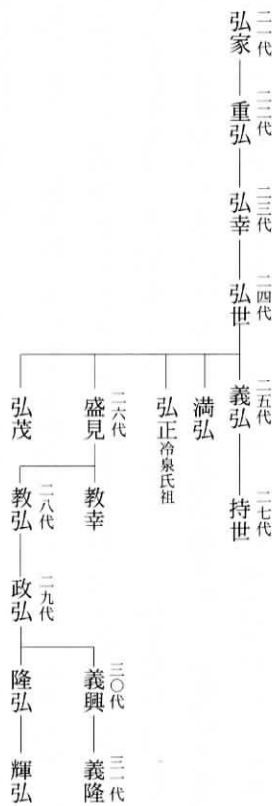
このことは、目代（国司代理）承元上人と在庁官人の周防権介大内重弘（二二代）との争いとなり、正和元年（一二三二）に重弘は国領の計画を妨害して目代たちを逮捕し、国庁を焼き払った。東大寺は事の次第を幕府に訴えたが、紛争は六年も続いた。その間、重弘の画策によって承元上人は追放されて目代はしばらく空席となり、ついには国司の尊知上人まで罷免される結果となった（『周防国吏務日々過現名帳』東大寺文書）。これは、大内氏が重弘に至って朝廷工作により国司上人まで罷免するだけの實力をもつに至ったことを意味し、のちに守護大名へと成長するだけの基盤を培っていたことがわかる。

重弘の子大内弘幸（二三代）の時代に至って、南北兩朝の内乱期に突入した。

正平五年（一二五〇）ごろから弘幸の子大内弘世（二四代）は南朝（宮方）に帰順して周防守護となり、鷲頭氏と戦って周防国内を平定するとともに、長門国に出兵して厚東氏を攻め、正平十三年（一二三八）にはこれを豊前へ亡命させて長門守護を兼ね、防長兩國を統一した。

弘世が大内村を出て、山口に居館を移すのは正平十五年（一二六〇）ごろと推定されている。国領機構のなかで守護勢力と対抗してきた大内氏が、いまやみずから守護となって地頭を統御する立場にたつたのである。当然、在庁官人のペールを脱ぎ捨て、武家として新発足するための本拠として、新しい居館の建設が必要であった。その場所を大内村に隣接する山口盆地に定めた。樺野川の中流に位置して三方を山でかこまれ、西南の一路は小郡において山陽道と合し、長門国に通じ、さらに九州へ

大内氏略系図



と通じているのである。

以後二百年、大内義隆（三一代）が自刃するまでの山口の発展は、目をみはるものがあった。その近郊としての大歳地区は、あまり恵まれない農村地帯ではあったが、石州街道が貫通する交通の要衝として山口の発展と共に変貌をとげたことであろう。鎌倉時代の農民の暮らしをみると、麦作を裏作とする二毛作がひろまり、牛馬の使用や作物の品種改良、施肥の方法も普及した。鋤・鋤・鎌などの専門職人がうまれて農具は広くいきわたり、農業生産力は向上し、市場での生産物の交換も盛んになっていたはずである。だが、その陰には国衙領主と守護・地頭という二つの領主権が存在したから、南北両朝の対立という混乱の中で、守護・地頭は土地や年貢を略奪し、その上国衙領の貢租を徴収する地頭請の制度によって国衙領の支配権を握り、在地領主化が進められた。地頭の非法は農民にも向けられ、公事や夫役を無制限にかけられ、牛馬や名田を奪われて苦しめられたという。

大内弘世はやがて北朝（武家方）に転じ、その子大内義弘（二五代）は豊前守護職を兼ねるなど版図を広げ、さらに対鮮・対明貿易による富力をもつて勢力を伸ばし、屈指の守護大名へと成長した。すでに東大寺などは大内氏の眼中になかった。しかし、東大寺はいまだ周防国の領主であり、朝廷・幕府の保護を背景とする天下の大寺であったから、一挙に押しつぶすには遠慮があった。大内歴代当主は国衙領を保護する基本的態度をとり続けている。すなわち、大内義弘は応永六年（一三九九）に国衙領に対する守護使不入の原則的な方針を示した「公領不犯五か条」の誓文を入れたほか、盛見（二六代）・持世（二七代）・教弘（二八代）・政弘（二九代）が、それぞれ先例にならって東大寺

に安堵の一札を与えている。さらに、明応五年（一四九六）には大内義興（三十代）も、五か条の誓文を約束している。

だが、肝心の地頭をはじめ保司・荘官ら在地領主層の多くが大内一族であったから、誓文はほとんど履行されなかった。

寺門大訴事件と大歳

すでに述べたように、国衙領が侵されるという事態は、東大寺にとって大きな打撃であった。東大寺は、何とかして大内氏から国衙領の返還を求めたいとその機会をうかがっていた。ところが永正五年（一五〇八）に、東大寺の大講堂と三面僧坊が失火により焼失した。この再興のためにも、東大寺は大内氏への国衙領返還交渉を強力に進めることを決意した。

当時、大内義興（三十代）は、管領細川政元に追われ山口に亡命していた前將軍足利義植（義尹）を奉じて入京し、義植を再び將軍職につけ、義興自身も管領代の重職についていた。これを絶好の機会とみた東大寺は、前内大臣三条西実隆など有力公卿に依頼して、国衙領および樵野庄の返還を大内氏に要求した。しかし交渉はすすまず、東大寺は最後の手段として寺門を閉ざして休業し、朝廷に強訴した。これがいわゆる「寺門大訴事件」である。

翌永正六年に入り、やっと返還交渉が成立した。管領代という重職にあり、公卿の仲介を無視する

ことができなかつた義興は、周防の国衙領返還を確約したので、東大寺は二月に開門した。

こうして、周防国衙領五〇余か所のうちの三四か所が、八月に返還されることになった。定田（領主が貢租を課する土地）にして三九九町六段大三〇歩（約四〇〇〇石）が被害にあつていたのである。このうち大歳地区関係分は、湯田保（一三二段大三〇歩）、勝井保（六五段半三〇歩）、黒川保（一三八段）、千代丸保（一八一一段）の計五一町六段小であつた（『諸郷保国衙一円図界ノ事』）。なお、当時の田積は一段を三六〇歩とし、大は2/3段＝二四〇歩、小は1/3段＝一二〇歩、半は1/2段＝一八〇歩をいふた。

また、樺野庄はこのとき解決せず、九月になつてようやく返還されたが、段別は不明である。しかし、翌年には同庄からの年貢が納入されていないとして、代官改易の要求がなされている。

この時代は、もう戦国の世を迎えていた。戦国大名が各地に割拠して、攻防に明け暮れるという乱世であつた。東大寺に返還を約束するだけでも大内氏には誠意があつたのであり、またそれだけ富強だつたと考えられる。しかし、中央の交渉は成立しても、実際に国衙領を支配する保司や地頭は従来のままの在地武士がほとんどであつたから、沙汰に従わない者も現れた。それから三十年後の天文八年（一五三九）、東大寺が周防国衙領から収納した正税は、わずかに九一石八斗であり、一石一貫で銀に換算して八九貫六〇〇文にすぎなかつた。このうち、黒川保から一六貫八〇〇文が出されている。

天文二十年（一五五一）、大内義隆（三一代）は陶隆房（のち晴賢）の反乱にあい自刃して大内氏は亡び、かわつて毛利元就が防長兩國を支配した。東大寺は毛利元就に対しても国衙領五〇余郷の返

還を要求している。しかし、元就が永禄元年（一五五八）に国衙領として認めたのは、国庁所在地の土居八町の地のみであつた。

下克上ゲキジョウの風潮の中で義隆が自刃すると、しばらく抗争が続き、さしもの「西の京山口」も再三の兵火によつて荒廃した。郊外の大歳の村々もまたその余波をもろに受けているが、その姿を乏しい文献から拾つてみよう。

勝井保 東大寺に返還されて十年後の永正十七年（一五二〇）、得富中務丞興資が保司職に補任された。そのころ周防国分寺の末寺である白石寺（熊毛郡勝間）の寺領となり、ついで防府国衙の安楽寺の寺領となる。義隆が敗れ山口が混乱する中で、熊野権現（熊野神社）が戦火で焼失し（『防長風土注進案』）、この辺りでも戦鬨があつて戦死者が出たと古老の語り伝えが残っている。そして、この保は右田伊豆守重政とその子隆俊に横領された。右田氏は大内の武将であつたが、義隆が敗れると毛利元就・隆元に降り、大内残党狩りに功があつて毛利氏に取り立てられていた。国分寺は毛利氏に勝井保の返還を訴え、

国分寺領の儀、右田伊豆守押妨の由に候。然るべからず候。早々還補候
よう理申すべく候。謹言

弘治三年十二月廿一日

隆元

という隆元の誓約書によつて翌年（一五五八）六月返還された。だが、これを毛利の武將能登守元澄

の三男兵部丞元親が預かって管理することになったから、丸々返還されたわけではなく、毛利氏へお預けの形であった。毛利氏は大内残党を攻めて公私の別なく領地を占領し、戦功のあった者にこれを与えていたので、東大寺の言い分などそのまま聞くはずもなかった。この地の農民たちの苦勞も、また一方ならぬものがあつたであらう。

千代丸保 勝井安楽寺領が横領された弘治年間に、千代丸保内に国分寺領が二段あつたが、長梅軒なるものに横領されたと国分寺が訴えている。これも毛利氏が長梅軒に管理を委ねたのであろう。

矢原保 大内政弘（二九代）の時代、すなわち文正元年（一四六六）に右田伊豆守弘直（大内家臣右田氏八代）が死んで、矢原保内の右田領のうち五町歩が山口の善福寺へ寄進されていた。それから約百年後の弘治三年（一五五七）に毛利隆元が、また永禄十一年（一五六八）に毛利輝元が、それぞれ矢原保の内に七石五斗分の同寺の寺領を確認している。

この翌年、大内輝弘が豊後から山口へ乱入するが、このとき毛利の武將が矢原に検問所を設けて通行人を調べたという。これが「しらべの森」のいわれである。

ついで桃山時代の天正十八年（一五九〇）九月三日の引渡状によると、「矢原の庄内、田数二町小三〇歩、分米十石一斗五升」が善福寺に渡されている。現在の朝田神社付近の土地とみられているが、矢原の庄とあるから、すでに公領でなくなっていたのかもしれない。

榎野庄 大内氏滅亡後、毛利元就の三男小早川隆景の預かりとなつたが、隆景も租税を納めず、永禄五年（一五六二）正親町天皇の綸旨によつて東大寺へ返還させられたという。このころの榎野庄の

庄域は、小郡から嘉川方面にひろがつており、大歳地域では東大寺領は消滅していたのではないかと思われる。

宗像大宮司家と黒川館

戦国大名大内義隆が、重臣陶隆房（のち晴賢）に背かれて長門大寧寺に自刃したのは天文二十年（二五五二）九月一日であつた。そのとき多くの重臣が離反するなかで、最後まで主君を守りその後を見届けて殉じた武將に黒川隆像たかきがいた。この隆像は前名を宗像氏男うしめといい、筑前国（福岡県）宗像郡の宗像大社の大宮司職を務め、同郡内を治めていた宗像氏の出である。当時、宗像氏は大内氏と姻戚関係にあり、これに従属して参勤の義務を負わされていた。そのため、伯父の宗像正氏が大永七年（一五二七）に山口に出仕し、大内義隆から吉敷郡黒川（山口市大字朝田の岩富周辺）の地を与えられ、名前を黒川隆尚くろかわたかひさと改め、同地に館（屋敷）を構え、二子をもうけていた。天文二十年伯父にかわつて隆像（氏男）が山口に出仕し、さきの難に遭うのである。そして、黒川館で育てられていた隆尚の子（鍋寿丸）は、後に宗像大宮司家を継ぐことになる。このように、当地（岩富・黒川市）と宗像大社、そして大内氏とは浅からぬ関係にあつた。

宗像大社は、福岡県宗像郡玄海町の辺津宮へつづみやおよび同郡大島の中津宮なかつづみやと沖ノ島の沖津宮おきつづみやの三宮をもつて一体とする神社である。天照大神から「九州の北海道中にあつて歴代天皇を助けよ」との神勅を奉

じて降下された三女神を祀り、海上交通の守護神として篤く崇敬された。宗像氏は、古代筑紫の豪族である宗像君の子孫とされ、大化の改新後朝臣の姓を賜り、宗像郡司（大領）に補任され、神主も兼ねた。延暦十九年（八〇〇）に両者の兼帯が停止されるが、天元二年（九七九）に宗像大宮司職が置かれると、代々これを世襲することになる。鎌倉幕府が成立すると、本領を安堵されて鎌倉御家人となり、大宮司として社領の経営にあたると共に、在地領主として成長し、武士化の道をたどっていた。

大内氏とのかわり この宗像氏が大内氏とかわりをもつのは、大内弘世（二四代）のときである。弘世は、正平七年（二三三）に下松の鷲頭氏を攻めて大内の惣領権を握り、正平十三年（一三五八）には長門国の武家方厚東義武を九州へ追い落とし防・長兩國を統一する。宮方（南朝）の守護に任じられた弘世は、正平十八年（一三六三）にわかには武家方（北朝）に転じ、翌年九州に侵攻、帰国して上洛すると將軍足利義詮より周防・長門・石見三國の守護職に補され、威勢は近隣を圧した。この頃、大内村から山口へ館を移し、街づくりを始めることになる。建徳二年（一三七二）今川貞世（了俊）が幕府の九州探題として下向すると、弘世はこれを援助して嫡男大内義弘（二五代）に兵四千をつけて九州各地を転戦させた。こうして義弘は豊前國の守護職を与えられた。

そのころ、大内弘世の娘（深田殿）が宗像氏重（五六代）に嫁ぎ、姻戚関係が始まるのである。

ついで応永六年（一三九九）の応永の乱後、幕府は大内盛見（二六代）を大内家惣領と認め、周防・長門・豊前・筑前四か國の守護を兼ねさせた。博多を抑えた盛見が朝鮮貿易権を握ると、反大内の大友・少弐氏らが台頭し、反撃に出た盛見は永享三年（二四三二）敗死する。跡目を継いだ大内持世（二七代）は、大友らと組んだ弟の持盛を倒して北部九州を制圧し、貿易基地を守った。

この頃、宗像氏の当主は氏郷（六八代）で、大内盛見の娘を娶り、長祿二年（二四五八）に家督を継いでいる。そして、文明元年（二四六九）に長男宗像氏定を山口に送るが、その系図に「文明元巳丑年七月九日、親父氏郷の在職中、大内家に属し中国（山口のこと）に赴く。時に大内政弘上洛の跡なり」（『宗像大宮司系譜』）とあるから、大内政弘（二九代）が応仁の乱で上洛したころ、宗像氏は大内氏の家臣となり、父氏郷に代わって赴任していたのであろう。このころ、氏定は陶弘護の娘を娶っている。

明応三年（一四九四）、大内義興（三〇代）が家督を継ぎ、周防・長門・筑前・安芸・石見の守護となった。これより先、宗像大宮司家は氏郷のあとを、長男氏定が山口へ出仕中のため弟氏国（氏佐、六九・七二・七四代）が継ぎ、大内政弘の娘を妻に迎えている。次いで山口から帰った氏定（七〇代）が継ぎ、文明十五年（一四八三）にその子興氏（七一・七三・七五代）に譲った。興氏は当主大内義興の名をもらったもので、前將軍足利義植（義尹）が周防に亡命してきたころ山口に在勤し、筑前の少弐追討には先鋒となり、永正五年（一五〇八）足利義植の上洛に供奉するなど活躍している。

黒川館 戦国時代初めの永正五年（一五〇八）、宗像正氏（七六代）が大宮司職を継いだ。大内政弘の孫である。

当時、宗像氏は大内氏に従属し、軍役のほか江戸期の参勤交代のように山口出仕の義務も負わされ

掘調査などで明らかにする必要がある。

さてその後、黒川隆尚は大内氏の重臣陶隆房の姪を妻にした（『宗像大宮司系譜』では、陶尾張守興房女とある。増福院の『山田地蔵尊由来記』によると姪の名を照葉という）。国許には正妻の山田局と長女菊姫がいたから、照葉は側室であった。この結縁は、力関係においてやむを得なかったであろうし、一方では威光を背景として宗像氏の安泰につながることもあった。天文十四年（一五四五）、照葉との間に鍋寿丸（のち氏貞）が生まれ、二年後に色姫が誕生する。その年、隆尚は妻や子を置いて宗像へ帰り、同二十年四十八歳で病死。

黒川隆像の殉死 隆尚（正氏）の跡は、甥の宗像氏男（七九代）が菊姫の婿となって継いだ。氏男は小座敷衆となり、大内義隆から伯父の旧領黒川を受領し、黒川隆像（近江権守）の名をもらい、天文二十年（一五五一）山口へ出仕することになった。

同年八月六日大宮司職を辞職して宗像を出発し、九日に山口に着き、十一日に築山館へ伺候した。このころ隆像（氏男）は、主従離反して謀反を企てていた陶隆房の誘いを受けたが、これを断っている。八月二十八日、富田若山城を発った陶軍が山口に迫ると、大内の重臣たちは脱落していった。そう



黒川館があったと思われる岩富の西殿付近
左は最明寺

したなかで、隆像は冷泉隆豊らと大内館に籠っての応戦を主張したが入れられず、法泉寺に退いた主君義隆を守って防戦した。やがて一行が長門深川へ落ち延びると、その後を追って深川大寧寺に至り、主君の自害を知ってこれに殉じた。時に天文二十年九月一日。享年不詳。

なお、最明寺にある田中家（当主敏夫氏）の墓地には、昭和十五年に先代藤一と治助の兄弟が建立した「黒川近江権守多々良隆像」と記した供養墓がある。田中家では、黒川隆像の子孫として供養を続けているという。

鍋寿丸跡目を継ぐ 黒川隆像（氏男）は殉死するが、このとき妻の菊姫は母山田局と共に宗像にいた。一方、黒川館には父の側室照葉（隆房の姪）と鍋寿丸七歳、色姫五歳の親子がいた。宗像大宮司家の家督については、陶隆房（晴賢）の計らいで、鍋寿丸を元服させて宗像氏貞（八〇代）と改め、天文二十年九月十二日に入国させた。しかし、宗像では鍋寿丸を当主と仰ぐうとする一派と、これに反対して菊姫を家督に擁立しようとする一派が対立し、お家騒動に発展する。結局、長州派の鍋寿丸側が勝ち、家臣の多くがこれに従った。そして、山田局と菊姫は山田の里に幽閉されたが、天文二十一年三月二十三日（一説には二十三年）の夜、長州派の手勢に襲われて待女とともに凶



宗像氏貞の墓（福岡県宗像郡）

刃に倒れるという惨事に発展したという。(菊姫には一男一女があり、三歳男子が殺されたという『宗像軍記』や、長州に逃げたという『大内氏実録』説あり)

家督を継いだ氏貞は、陶の援助のもとに大友と結んだが、陶と大内義長が倒れると毛利氏につき、北九州支配をめぐる毛利対大友の激しい対立のなかで、大友一族の立花氏と抗争を続けた。一方、宗像領内では、悪疫がはやり、凶事も治まらず内憂外患が続いた。しかし、攻守よろしきを得て、武將としては近隣を抑えて領地を守り、大宮司としては辺津宮本殿の再建や諸神社造営に尽力し、人びとから黄門様と慕われ、天正十四年(一五八七)四十二歳で病死した。父隆尚ゆかりの上八の地に葬られる。

黒川の地に生をうけた宗像氏貞公(鍋寿丸)は、戦国の世に光芒を放った宗像の英傑として、今も人びとからあがめられている。

五の宮と福生寺

“西の京山口”という大内文化の花を咲かせ、まさにその黄金時代を開いたのは、第三十代大内義興であった。義興は明応四年(一四九五)に十九歳で当主の座につき、山口の栄華を支えるため、その一生のほとんどは戦陣のうちに明け暮れたのであった。義興の戦歴の前半は九州の宿敵少弐・大友との対決であったが、当主となった頃の明応六年、筑前・肥前の少弐討伐に当たり、戦勝祈願の五社

参詣が行われたことは有名である。その五社のうちの最後のお宮を「五の宮」といい、当時、吉敷郡朝田村(山口市大字朝田字朝田)にあった。現在は国道九号線の朝田バス停から相撲茶屋「大地」の横を通って、朝田川にかかる郷多良橋を渡り、約二〇〇メートル入ったところである(この五の宮は、明治四十二年に現在の朝田神社に合祀される。三六三ページ参照)。

五の宮は、周防五社の内の一社で、五宮大明神ともいった。祭神は罔象女神(玉祖命説あり)。創建年代は明らかでないが、再建立の棟札には明応八年(一四九九)とあるから(『防長寺社由来』)、当地鎮座の年代はかなり以前のことであろう。

さて、五社参詣の周防五社とは、一の宮玉祖神社(防府市大崎)、二の宮出雲神社(徳地町堀)、三の宮仁壁神社(山口市宮野)、四の宮赤田神社(山口市吉敷)と当社である。明応六年(二四九七)四月十六日に行われた大内義興の五社参詣について、『防長風土注進案』は大略つぎのように記している。

五社御参詣之次第

十六日丑尅(午前二時) 於大前一宮云々

- 一、御神馬栗毛一疋まいる、御神楽在之、料物百疋御寄進之
- 一、巳尅(午前十時) 至得地御着、則二宮へ御社参之、御神



五の宮旧跡(朝田)

馬青毛御神樂同前也

一、申尅(午後四時) 至宮野庄御着、則三宮へ御參詣、御神馬青毛御神樂同前也

一、同尅至吉敷庄御着之、則赤田宮へ御參詣、御神馬御神樂同前也

一、酉尅(午後六時) 吉敷庄御立、則浅田御着、五社へ御參詣、御神馬御神樂之次第同前云々
右酒肴者於庭上之諸人從僕等二被下訖、殊二御社參拜見之群集給畢云々

とあり、一行は夕刻朝田に到着し、御神馬と供物料百疋(錢一貫文)を寄進し、酒肴を庭上の人や見物の群集に振舞っている。

また、同社古文書に袖判のある次の執達書があった。

朝田村五ノ宮社領并流鏑馬田等事、被預遺之、然者恒例御神事同造營以下、無々沙汰致取沙汰可被拘之、仍流鏑馬田土貢毎年老石宛有進納可知行之旨、依仰執達如件

明応八年三月十日

英兼

相兼 外二名

入道沼田六郎左衛門殿

(山口県文書館蔵『古社寺取調書』明治二八年)

この明応八年(一四九九)の文書にある袖判は、大内義興のものと朝田神社から報告されているが、実は、義興からこの地を受領していた給領主のものと推察される。義興の命によってその家臣から五

の宮の管理者に与えられた執達書であろう。この文書によると、恒例の神事や造営のため社領や流鏑馬田が遣わされ、年一石が与えられており、流鏑馬の行事も行われていたことが知れる。このように当社は歴代大内氏の厚い崇敬を受けていたのである。この五の宮は、毛利時代になっても藩主の初入部には名代が遣わされるのが例であり、社領も与えられ、人びとも古例にならって五社参詣する者が多かったという。

次に、『防長風土注進案』によると同宮の宝物として天文二年(一五三三)の年号を記した猿田彦飯面・獅子頭、天文十二年の牛王模牛王模板板(厄除け護符の版木)も残されていたらしい。この牛王模板の裏には、福生寺牛王とあって天文三年の彫刻があったと記されているから、当時、「福生寺」という別当寺の存在していたことが知られる。

この福生寺は、はるか昔に廃寺となつて、今はその場所すら知る者もない。おもうに、中世初頭の山城だったと考えられる門前山(現在の「ほんみち」西部出張所から国道九号線・鉄道山口線で削り取られた辺り)の尾根に立地していたのではないだろうか。

天文十六年(一五四七)、大内義隆の要請で遣明船の正使となつた策彦周良和尚策彦周良和尚は、京都天龍寺の頭塔妙智院に住み、詩文をもって知られ、義隆に優遇されていた。天文十九年に明から帰朝すると、義隆は前にもましてこれを優遇し、福生寺に居住させたという(『山口県文化史』)。「大内府君(義隆)歛賞特厚、早辞防陽駕旋洛西亀山」(『前住円覚策彦良禅師行実』)とあって、福生寺の所在は明確でないが、門前山を地元の人々は西の亀山と呼んでいたので、策彦和尚の居住した寺は、この地の別当寺

である福生寺ではないかと推察されている。

策彦和尚は、「義隆の死後もなお数年間山口に滞在していたが、京都の詩友が帰洛をのぞんだので、ついに去って霊龜山（天龍寺）に帰った。京都の詩人が策彦の帰京を喜んだのに反し、彼を失った山口の詩壇は、一葉落ちて天下の秋を知るほどの寂寥さであった」（『山口県文化史』）とあるから、策彦和尚の在住中は大歳の地も文化人たちの往来でさぞにぎわったことであろう。そして、大内氏の滅亡とともに、福生寺もその援助を失って衰亡していったのではないだろうか。



三、近世の大歳（江戸時代）

約一世紀にわたる戦国時代は、「下克上」という風潮のなかで群雄が割拠して対立・抗争を繰り返し、やがて戦国大名へと成長していく社会的・政治的に不安定な時代であった。

その中から、時代が生んだ風雲児織田信長が傑出し、あとを継いだ豊臣秀吉が天下統一を果たすと、「太閤検地（天正の石直し）」「刀狩り」を行って、土地制度上の大改革が断行された。これによって、武士階級の兵・農の分離が急速に進められるのである。また、一か所に一人の耕作者、すなわち一地一作人の原則は、農民の耕作権を保証するかわりに貢租負担者として土地に縛りつけ、農民の自立をうながすこととなった。こうして、村というものが行政上の単位となり、石高制の統一によって村に年貢が割り付けられ、村は將軍（幕府）と大名（藩）の強力な領主権によって統治される幕藩制社会の末端機構に組み込まれていった。

1 村の成り立ち

村の耕地・石高の変遷

慶長の検地 関が原の戦いに敗れた毛利氏は、慶長五年（一六〇〇）に中国地方八か国一二〇万余